

典型的地区又は画趣的地区に関する規準

(Normas sobre zonas típicas o pintorescas)

国家記念物に関する法律第 17.588 号の第 2 条、第 5 条、第 6 条、第 3 項、第 29 条及び第 30 条を審理し(Visto)、並びに次のものを考慮する(Considerando)。

共和国政治憲法第 19 条 10 項 5 号は国家文化遺産(Patrimonio Cultural de la Nación)の保護及び拡大が国家の責務であることを定めること。

法律第 18.956 号第 1 条は教育省の諸目的の一つとして国家文化遺産の保護及び拡大を示すこと。

法律第 17.288 号は、「環境特徴の保存について」(De la Conservación de los Caracteres Ambientales)と命名された第六章(Título)第 29 条及び第 30 条に含まれる諸規定において、典型的地区又は画趣的地区の宣言、保護及び保存の為に国家記念物審議会の権限(atribuciones)を述べること。

典型的地区又は画趣的地区は、法律第 17.288 号の諸規定から判断されるところに従い(según se desprende de)、都市部又は地方の不動産財産のまとまり(agrupaciones)を構成すること。このまとまりは人間共同体の発展を表す定住構成部(unidad de asentamiento)を形成し、且つその様式的調和(unidad estilística)、その外観又はその建設技術によって傑出する。並びに典型的地区又は画趣的地区は、このまとまりを囲み、際立たせ且つそれと関係づけられる建造物及び景観(paisaje)と関連する地域を構成し、景観調和(unidad paisajística)を独特の環境特徴と一致させると共に、芸術的、建築的、都市工学的及び社会的な利益を有する。これらは、或る地方、町(poblado)又は都市におけるアイデンティティ即ち歴史的・都市的関連性を定義し且つ与える。

典型的・景観的な集落及び区域(lugares)の様相、或いはそれ<典型的地区又は画趣的地区>と特定された地区の典型的・景観の様相の保護及び保存は、共同体の文化の発展、観光業、享受及び全体的な福利を保証し、その全てが特定の歴史的・文化的マニフェストの調査、教育及び評価を許可すること。

都市、町又は区域は、建築遺産、都市学的遺産、考古学遺産及び自然遺産(patrimonio natural)の評価・保存の保護(acoger)を許可し、自然空間と建造空間との間に存在すべき関係をそのように調和させ且つその関係を可能にすることを精力的な計画規準又は計画文書の下に正規且つ特に遂行すること。

わが国に所在する典型的地区又は画趣的地区に属する遺産は、その地区の関与(intervenciones)の規準を定めさせ且つその関与を規制させることによって、我々の文化実体には利用不能且つ反復不能(irrepetible)価値を提示すること。

法律第 17.288 号第 6 条 3 項は、国家記念物の修復、修繕 (reparacion)、保存及び指定 (senalizacion) の規準を作成することが国家記念物審議会の権限 (facultad) であることを定めること。

合意：典型的地区又は画趣的地区の宣言への諸条件に関連する典型的地区又は画趣的地区に関する規準、即ち各地区に適用し得る関与する Instructivos (los Instructivos de Intervencion) の作成、内容及び承認の諸手続、並びに国家記念物審議会が前記の区域における諸関与を認可する為の諸要件を定める本文書を承認のこと。その本文は次の通りである。

典型的地区又は画趣的地区に関する規準

第一章 定義について

第1条

本規準の趣旨に則り、次のものと看做される。

関与 (Intervencion)：既存建造物及びその周辺の建設工事、保存工事、リサイクル工事 (obras de reciclaje) 又は拡張工事の実施を含む過程。

保存 (conservacion)：文化遺産又は自然遺産の建築的、考古学的、歴史的、芸術的、学術的、景観的、生物学的及び社会的重要性の保全 (manutencion) に必要な過程の総体 (conjunto)。保存に関する当過程は、保存 (preservacion) 活動、修復活動及び再建活動を含む。

保存 (preservacion)：不動産、遺跡又は環境を損害又は危険から予め保護するか、若しくはその劣化を最小限の介入で阻止して、その原状又はその存在物の前の或る時代の状態に戻す過程。

修復：補強、そのアイデンティティに属さない諸要素の排除、又は新しい材料又は諸要素の組み入れによって、不動産、遺跡又は環境をその原状又はその存在物の前の或る時代の状態に戻す過程。但しその存在物を改変しない場合に限る。

再建：新しい材料を優先的に組み入れることによって、不動産、遺跡又は環境をその原状又はその存在物の前の或る時代の状態に復旧するか或いは再生する過程。この正当な再現 (reproduccion autentica) は 全体的なものであれ、部分的なものであれ、類型学の研究 (estudio de topologia) (文字資料、写真資料又は文書館資料) を通じ、学術的な証拠により照合される文書調査 (documentacion comprobada) に基づく。

リサイクル又は調整 (reciclaje o acondicionamiento)：不動産又は同物の一部の居住条件を向上し、且つその元の外観 (envolvente exterior)、その全体的な内観及びその下の基本構造を保全すると共に、

不動産又は同物の一部がそれに対して割り当てられる用途へ適合する為に必要な諸作業のこと。この細目 (concepto) において、不動産の体積を利用する為の (para el aprovechamiento de sus volúmenes) 内部間取りの変更 (modificación) 工事、全体・横及び上下の通路 (comunicación general, horizontal y vertical) の諸要素の配置変更工事、異なる床枠組み (forjados) の高さ (cuota) の変更工事、中間階の建設工事並びに天井構造の取替工事は、グループ化される (agruparse)。

拡張 (ampliación) : 階の占有 (ocupación en pesos) を増やすか、階数を増やすか或いは既存の高さを増やすことによって、既存建造物の構成する体積を増やす為に実施される諸工事のこと。

周辺 (entorno) : その存在がそれらの文化的な関連性又は自然の関連性を保持するのに重要である物理的要素又は特色 (rasgos) を有する建造物群 (conjunto)。或いは文化的集合体及び景観的集合体。建物又は遺産建造物群 (conjunto patrimonial)。

第二章 典型的地区又は画趣的地区の宣言について

第2条

当局であれ個人であれ (Cualquier autoridad o persona)、或る集落 (población) 又は区域若しくはそのうち特定の部分が典型的地区又は画趣的地区と宣言されるよう、国家記念物審議会に書面で申請できる。

この申請は、専門的な報告書 (informe técnico) を添付しなければならず、この報告書はその提案地域並びに建築敷地及び非建築敷地 (tanto del espacio construido como no construido) についての文面での来歴 (測量履歴及び写真履歴) (antecedentes gráficos, planimétricos y fonográficos)、歴史的来歴、建築来歴、考古学的来歴及び景観履歴を含むものとし、且つその申請を個別化する境界線 (los límites que la individualizan) を示さなければならない。

同様に、この申請には、宣言される対象となる地域の所有者の見解並びに地元当局、地方自治体当局、州当局、地方当局 (autoridades locales, comunales, provinciales, regionales) 又は適切と判断される当局の見解を反映する事情 (antecedentes) が含まれる。

また、本条文で定められる諸要件は、その宣言申請が国家記念物審議会自体から生じる場合に適用される。

第3条

宣言の諸事情 (antecedentes) が調査された後、国家記念物審議会は、事前に合意があれば、当該の政令の発令を教育省に要請することができる。

第三章 典型的地区又は画趣的地区と宣言される各地区への関与について

第4条

各々の典型的地区又は画趣的地区の取扱 ([manejo](#)) に関し、典型的地区又は画趣的地区の関与する Instructivos という名の各文書に含まれる諸要件が満たされなければならない。

第5条

典型的地区又は画趣的地区の関与する Instructivos は、専門性を有する文書であり、この文書は、建設工事、再建工事又は単なる保存工事を含む全ての関与に履行されるべき特定の諸要件 ([los requisitos especiales](#)) を各々の事例に則り決定する。この諸要件は、典型的地区又は画趣的地区各々の本来の様々な建築的・景観的特徴に恒久的且つ一時的に配慮するものである。

第6条

典型的地区又は画趣的地区の関与する Instructivos は各々、各々の事例における全保護地域を規制し、且つ次の部分を含む。

- A) 専門的概説 ([Introduccion Tecnica](#)) 記述的なもの
- B) 画像書類 ([Documentacion Grafica](#))
- C) 特別専門指示 ([Instrucciones Tecnicas Especiales](#))

A) 専門的概説 ([Introduccion Tecnica](#)) 記述的なもの:

その地域の保護を確立する ([fundamentar](#)) 建築的、考古学的、歴史的、都市工学的、景観的及びその他の事情 ([antecedentes](#)) の記述に適切に ([segun corresponda](#)) 対応すること。

実現できた場合、典型的地区又は画趣的地区の不動産の特徴及び状態、並びに将来のその地区の地域開発の可能性に関連し、その地区の居住者らの事情 ([antecedentes](#)) を認識する。

B) 画像書類:

1000 分の 1 及び典型的地区又は画趣的地区の面積 ([extension](#)) に従ったその他の縮尺率の航空写真図に基づき作成されるその区域の測量に対応すること。但し国家記念物例外的に審議会が異なる測量基準 ([planimetria base diferente](#)) を認可する場合は除く。

測量は次のことを示さなければならない。

- a) 典型的地区又は画趣的地区の境界線 ([limites](#)) の画像化 ([graficacion](#))。各政令における定義に従うこと。
- b) 同種地域へのゾーニング ([zonificacion](#)) 又は区分。その地区の特徴に従うこと。
- c) 各々の典型的地区又は画趣的地区における既存不動産の土地登記 ([catastro](#)) 及びその不動産の保存状態による分類。これは良い (良く保全されている)、普通 (劣化又は廃墟の状態にある)、悪い (解体の危険がある) 及び他として登録される。
- d) 典型的地区又は画趣的地区に存在する不動産及び地所の分類。次の評価区分によって、

歴史記念物と宣言される物を明白に表示する。

歴史記念物: 国家記念物法第 17.288 号により宣言されたもの。それらの不動産のみ、学術的な保存・修復の対象となる。

歴史的芸術的重要不動産 (*Inmueble de Interes Historico Artístico*): 形式的且つ空間的に傑出した建築特徴を有するもの。例えば、そのファサードの構成における調和、装飾要素の洗練性、卓越した建築外観及び建築技術、構造的に特別な類型 (*topologia*) 等。それらの不動産のうちで評価傾向のある不動産のみ、綿密な保存、修復及び関与 (*intervencion minima*) の対象となる。

環境価値を有する不動産: そのファサードの処理 (*tratamiento*) が統一的な建造物群 (*unidad de conjunto*) に形式的論拠及び体積測定を構成しているもの。

調和しない不動産 (*Inmueble Discordante*): その形状、規模、構成及び様式から、建造物群の統一性及び調和を乱すもの。これらの不動産は、その地域の遺産的価値を高める為に再建又は修正 (*modificacion*) の対象になり得る。

Eriazo: その地表に如何なる種類の建物もない遺跡 (*sitio*) 又は地所 (*terreno*)。地域の諸特徴を重んじつつそこに建てられることができる。

その他の分類化 (*categorizaciones*): 典型的地区又は画趣的地区に特有の諸特徴又はその本来の諸特徴に従って必要であるもの。

C) 特別専門指示:

次の規範 (*pauta*) に従い、自然遺産及び既存建造遺産 (*patrimonio construido existente*) を評価し、保護し、保存し且つ増大させるよう、典型的地区又は画趣的地区を構成する地所、建物及びフリー・スペース (*espacio libre*) の各々に実施される関与によって規定 (*regir*) されなければならない諸指示を含む。

a) 建造物に対しての指示。体積測定及び外部面積 (*expresion exterior*) について:

その本来の建築的・景観的諸特徴 (この諸特徴は典型的地区又は画趣的地区各々を個別に識別且つ選出するもの) に従って、(イ) 床占有、(ロ) グループ化の条件、(ハ) 高さの条件、(ニ) 外観 (*materialidad*) の条件、(ホ) 建築・屋根技術 (*tecnicas constructivas y cubiertas*)、(ヘ) ファサード、細部、色、仕上げ (*terminaciones*)、装飾要素、柵などのデザイン (*disenillo*) 及び処理 (*tratamiento*)、以上 (イ~ヘ) についての類型 (*topologia*) が記されていないなければならない。

b) 広告及び宣伝の設置への指示:

視覚的な観点、景観又は建造物規制によって、該当する諸規制を示すと共に、許可されたデザインの外観、位置、規模及び全体特徴が記されていないなければならない。

c) 機械的な要素を設置することに関する指示。

d) 駐車場を含め、都市部動産及び公共スペースの扱いに関する指示:

事前に決められたデザインがある場合、証明装置、ベンチ、キオスク、*senyaletica*、歩道、植え込み、といった総体的又は限定的な諸特徴 (外観、大きさ、デザイン、色など) が記されていないなければならない。

e) 災害を防ぐ為の安全指示及び緊急計画 (*Instrucciones de seguridad para la prevencion de Siniestros*)

y Planes de Emergencia) :

類似する火災及び災害の危険に対しての遺産保護の手段が記されなければならない、且つ軍事業務とその不動産に関する緊急管理とを整合させなければならない。その為、巻き込まれた不動産の建設的特徴 (*características constructivas*)、竣工年月日、体積、外観、不動産の被り得る廃墟レベル (*nivel de abandono*)、その保存状態の監視 (*supervision*) 又は管理の一時的な欠如 (*eventual falla*) がその中でも考慮されなければならない。前記の趣旨に則り、国家記念物審議会とチリ消防団国家評議会 (*Junta Nacional de Cuerpos de Bomberos de Chile*) との間に、2002年3月3日に署名された協約において定められた条項 (*clausulas*) が適用される。

f) ナチュラル・スペースの扱いに関する指示:

その地区の境界線に含まれる、河川、溪流 (*quebrada*)、森林、公園などの付近に関する保護についての詳細な諸特徴が記されていないなければならない。

g) その場所に相応しいその他の指示:

かつて指定された材料 (*materias*) が法律規定又は特別規則により規制されると看做される場合、この材料は各関与する *Instructivo* の作成に考慮されなければならない。

第7条

典型的地区又は画趣的地区の関与する *Instructivo* は、ここで定められる手続に従って、直接国家記念物審議会又は各地方自治体 (*Municipalidad*) によって作成される。同物の作成に関しては、その他の公的又は私的な組織、或いは建築遺産、都市遺産又は文化遺産の保存における専門家と技術提携の取り決めが定められ得る。

関与する *Instructivo* は、各々の典型的地区又は画趣的地区の宣言を承認する政令の公表から数えて十二ヶ月以内に国家記念物審議会の判断 (*acuerdo*) により承認される。各 *Instructivo* がない間は、関与する認可 (*autorizaciones de intervencion*) は如何なる場合にも前述の審議会の決議するところに従う。

第8条

国家記念物審議会事務局 (*Secretaria*) は、典型的地区又は画趣的地区の関与する *Instructivo* の各々が国家記念物審議会録 (*Cuadernos del Consejo de Monumentos Nacionales*) と呼ばれる文書及びその他の類似する出版物におけるその普及・施行 (*aplicacion*) の為に公表されるよう努める。同じく当事務局は、各典型的地区又は各画趣的地区に適用される規準に関する情報を当事者個人又は立案者に時宜を得て届けるよう、該当する公共事業局に各 *Instructivo* の見本を一部送付する。

第四章 関与認可について

第9条

典型的地区又は画趣的地区と宣言された地区における新規建設工事及び再建工事又は単なる

保存工事を含む関与についてのあらゆる申請は、関与する各 Instructivo で定められた諸要件を満たさなければならず、その認可には国家記念物審議会に次の事情 (antecedentes) のある専門調書 (expediente tecnico) が添付された申請書を提出しなければならない。

- a) 関与する同定又は関与する不動産又はスペースの同定
- b) 予定する関与する詳細な記述
- c) 詳細な画像来歴 (antecedentes graficos) : 過去にあった不動産である場合、その不動産の元々の製図 (levantamiento)。建築設計原案 (anteproyecto de arquitectura)、関与する種別による。関与する不動産の写真及びその近隣の写真。
- d) 予定工事を要約した技術仕様書 (especificaciones tecnicas)。
- e) その所有者の個別化 (individualizacion) 及び諸工事の責任者の履歴、並びにその者の署名。
- f) その地域又は地所の現行の市町村規定事情 (antecedentes municipales reglamentarios) の写し

関与申請が点検された後、国家記念物審議会は、必要と判断する場合、既に提出された画像来歴又は記述事情の補足的な模型の提出又はその詳述 (implicacion) を要請し得る。

第10条

国家記念物審議会は、前条文の示すところに従って提出された典型的地区又は画趣的地区における関与する審理 (expediente) の調査及び決議の為に、事務局への加入日から数えて 60 日の期限を有する。

関与認可が却下される場合、当事者らは、新規の事情 (antecedentes) があれば、申請者の住所へ書留便で行われる当該の通知から数えて 30 日の期限内に国家記念物審議会に正当な再審議 (reconsideracion fundada) を申請できる。

典型地区又は画趣的地区に関与する工事 (obras de intervencion) が環境汚染評価システム (Sistema de Evaluacion de Impacto Ambiental) に加入しなければならない事例については、本条文における指定期間 (plazos senalados) は有効ではない。その事例に関しては、環境総合基準 (Bases Generales del Medio Ambiente) 及びその規則についての法律第 19.300 号に含まれている、期限及びその他の適用規定に従う。

第11条

国家記念物審議会の与える諸認可は、一年の効力を持つ。但し前記期限の満了日より前の三十日間、関与工事 (obras de intervencion) を開始する為に同期間まで延長することを当審議会が要請し得ることは別である。

第12条

国家記念物審議会は、適用する関与する Instructivo の諸規定の履行を検査する (verificar) 目的を以て、認可済みの関与工事の実施を技術面から指導 (supervisar) し得る。先に述べたことは、本件

で共同体 (*comuna*) の地方自治体事業局の責務となる諸権限とは別である。

第五章 終則

第13条

国家記念物審議会は、現行法と一致する各典型的地区又は各画趣的地区の管理 (*gestion*) 及び取扱 (*manejo*) を補い、両立し且つ見事に果たす (*optimizar*) よう、地方自治体事業局に各典型的地区又は各画趣的地区の関与する *Instructivo* をその自治体査定プラン及び自治体相互査定プラン (*sus Planos Reguladores Comunales e Intercomunicales*) に組み入れることを促進する。

第14条

国家記念物審議会は、各典型的地区又は各画趣的地区に備わる遺産価値、建築的価値、芸術的価値、歴史的価値、警官的価値及び文化的価値を保存し、振興し且つ発展させる目的を以て、地方自治体及びその他の公的又は私的組織に、基金及びその他奨励金の許諾を促進する。

第15条

国家記念物審議会は、該当する地方自治体又は所有者と各々の住民会議 (*Junta de Vecinos*) の共同合意を得て (*de comun acuerdo*)、典型的地区又は画趣的地区の性質について証明するプレート (*placa identificatoria*) を当事者ら (*las partes*) によって取り決められたその特徴を記し且つそのように取り決められた場所に設置するよう管理する。

第16条

国家記念物審議会は、五年毎若しくは不測の事態により専門報告書が求められる場合 (火事及びその他大惨事)、関係する各典型的地区又は各画趣的地区の保存状態に関連する専門報告書をその件を所轄する諸機関に要請し得る。

第17条

各典型的地区又は各画趣的地区における建築工事またはそこに存在する都市動産 (*mobiliario urbano*) の劣化又は廃墟化 (*abandono*) が確認される場合、国家記念物審議会は、前に述べたことを告発し (*denunciar*)、並びに現行法において定められる法的行為 (*acciones judiciales*) を開始する。

第18条

該当する民事責任及び刑事責任が起訴される為に、全ての者は、典型的地区又は画趣的地区

において認可されていない解体行為、破壊行為又は関与行為の全てを国家記念物審議会に知らせる、又は通常司法裁判所 ([Tribunales Ordinarios de Justicia](#)) に通報することができる。

クララ・ブドニク・シナイ 国家記念物審議会 執行副会長 ([Vicepresidenta Ejecutiva](#))

アンヘル・カベッサ・モンテイラ 国家記念物審議会 執行官 ([Secretario Ejecutivo](#))